

広告

大家族主義の秀東館グループ

介護付き
有料老人ホーム

秀東館 若竹

秀東館は、21世紀の少子高齢化社会の到来を見据え、法人の基本理念と施設理念である【大家族主義】を基に高齢者福祉事業のとりわけ老人ホームにこだわり、山口県東部に平成10年「ケアハウス秀東館」を皮切りに、介護保険法施行に伴い「介護付き有料老人ホーム」「認知症対応型グループホーム」「ユニット型特別養護老人ホーム」等々、時代のニーズに先駆けて事業展開を実施してまいりました。

私たち秀東館グループは、常に地域の発展はもとより国家や社会に貢献する集団であり続けることを目指しています。秀東館若竹は、広島圏域で誰もが安心して利用できる施設をこれからも提案し続けます。

■ 入居者募集 ■

現在、秀東館若竹では70代から80代の独り暮らしに不安のある方を積極的に受け入れしています。

近年の地球温暖化による酷暑は、特に熱中症と云う高齢者にとって生死を分ける深刻な問題になって来ています。

何時も誰かに見守られながら、安心して生活が出来る環境を選んでみませんか。



老後の不安は私たちが解消します！

【利用料金】

毎月の利用料金は、以下の通りです。

- 家賃 60,000円/月
- 食費 47,000円/月
- 管理費 13,000円/月

※以上の利用料金とは別にオムツ代等が必要です。
(料金はすべて消費税込みです)

※秀東館若竹では、**入居時の一時金や保証金は一切必要有りません。**

月平均利用総額

要介護度 2.4 (現在の入居者平均)

145,000 円/月

介護費・家賃・食費・管理費・電気代・シーツクリーニング代

(料金はすべて消費税込みです) 令和7年7月現在



秀東館 若竹 全景

【秀東館若竹の特徴】

- ①当施設職員が手作りの美味しい食事
- ②広い室内空間で、ゆとりある生活が出来ます。
- ③毎月ある誕生日会や季節行事やお出かけレクリエーション等の実施。

介護付有料老人ホーム

秀東館 若竹

お問い合わせは下記まで

大竹市木野2丁目7-38 ☎0827-52-6000

設置主体及び運営主体：株式会社龍星 大竹市木野2丁目7-38



大竹駅 2.5km 約4分 大竹I.C. 4.5km 約7分 岩国I.C. 7.5km 約10分



秀東館

ご存知ですか



高齢者向けの こんなサービス



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

高齢者のことで相談したいとき

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護などさまざまなサービスを包括的・継続的に提供し、高齢者の生活を総合的に支える機関です。

地域包括支援センターでは、介護・福祉・医療・虐待・認知症・成年後見制度などさまざまな高齢者の心配ごとや悩みごとの相談に応じます。

問い合わせ先



担当地域(小学校区等)	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
地御前、阿品 阿品台	地域包括支援センター はつかいち西部	地御前一丁目3-28 (学研廿日市市多世代 サポートセンター2階)	☎30-9066
宮内、金剛寺、串戸 宮園、四季が丘	地域包括支援センター はつかいち中部	宮内4286-1	☎20-4580
佐方、廿日市 平良、原	地域包括支援センター はつかいち東部	新宮一丁目13-1 (山崎本社 みんなのあい プラザ3階)	☎30-9158
佐伯、吉和	地域包括支援センター さいき	津田1989 (佐伯支所内)	☎72-2828
大野、宮島	地域包括支援センター おおの	大野一丁目1-1 (大野支所内)	☎50-0251

また、吉和・宮島地域には地域包括支援センターへつなぐための相談窓口を設置しています。

地域	設置先	所在地	電話番号
吉和	吉和支所市民福祉係	吉和1886-1 (吉和支所内)	☎77-2113
宮島	社会福祉法人いもせ倶楽会 宮島事務所	宮島町960-2 (宮島福祉センター内)	☎44-0250

〈高齢者の生活を支援します〉

配食サービス(佐伯・吉和・宮島地域)

- ◆ 地域包括支援センターさいき ☎72-2828
- ◆ 地域包括支援センターおおの ☎50-0251

身体が虚弱で食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者などの家庭を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、安否の確認をします。(材料費等の実費負担が必要です。)

※対象要件があるのでお問合せください。



見守りホットライン

- ◆ 各地域包括支援センター(表紙参照)・各支所の高齢者福祉担当

緊急時に緊急通報装置やペンダントのボタンを押すと、電話回線を利用して、自動的に「あんしんセンター」につながり、相談員が必要に応じて消防署や協力員などに連絡し、高齢者の安全を確保するシステムです。

※対象要件があるのでお問合せください。



〈利用料(一月あたり)〉

- ・市民税課税世帯 1,210円
- ・市民税非課税世帯 121円 ・生活保護世帯 0円

成年後見制度の利用促進・利用支援

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分となった人の不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護や福祉サービスを利用するための契約時の支援をするなど、財産・権利を保護する制度のことで、



制度の利用促進

- ◆ 成年後見利用促進センター ☎20-5176
- 山崎本社みんなのあいプラザ3F [午前9時～午後5時]

成年後見制度に関する内容や手続きについて、制度の利用を必要とする人やご家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。必要に応じ、適切な相談窓口をご紹介します。また出前講座、専門相談会を実施します。

制度の利用支援

- ◆ 各地域包括支援センター 表紙参照

廿日市市に住所を有する身寄りのない重度の認知症高齢者等に、成年後見人等選任の申立を支援したり、生活保護被保護者などの成年後見人への報酬助成を行います。

〈認知症の人を地域で支えます〉

認知症サポーター養成講座

- ◆ 廿日市市社会福祉協議会 ☎20-0294
- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進するために、講師役となるキャラバンメイトが地域、職場、学校等で認知症サポーターを養成します。

認知症初期集中支援チーム

- ◆ 廿日市野村病院 ☎080-1907-9395
- (チーム相談員 直通)

病院受診やサービス利用、家族への支援など認知症の初期支援を包括的・集中的に行います。認知症またはその疑いがある人やご家族を訪問し、相談に応じます。



廿日市市認知症サポート企業

- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

認知症の方やご家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するために認知症サポート企業を募集しています。



◆ …… 問い合わせ先

〈高齢者の生きがい活動を支援します〉

介護予防事業

- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167
- ◆ 各地域包括支援センター(表紙参照)・各支所の高齢者福祉担当

おおむね65歳以上の人を対象として、各地域で介護予防のための健康体操や、認知症予防のための講演会などを実施し、みなさんの健康づくりを支援しています。



高齢者のつどい・サロン

- ◆ 廿日市市社会福祉協議会 ☎20-0294

高齢者や地域のボランティアが市民センターや集会所などで集い、和やかな雰囲気の中、レクリエーションや会話を楽しんでいます。



老人クラブ

- ◆ 廿日市市老人クラブ連合会 ☎31-5777
- [火・木曜日 午前10時～午後4時]

自らの老後を健全で豊かなものにするため、地域のおおむね60歳以上の人でつくられている自主的な組織です。地域への社会奉仕や趣味・スポーツ・介護予防や健康づくりのための活動など各種社会活動を行い、同世代の仲間の輪を広げています。

敬老事業

- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、敬老の日にあわせて88歳・100歳の人に記念品などを贈ります。(88歳の人への記念品贈呈は、令和7年度をもって終了します。)

廿日市市シルバー人材センター

- ◆ 廿日市市シルバー人材センター ☎20-1468
- 下平良一丁目1-5
- ◆ 佐伯支所 津田 4109 ☎72-2055
- ◆ 大野支所 大野4137-2 ☎54-0224
- ◆ 宮島出張所 宮島町960-2 ☎44-2840

掃除、洗濯、食事の支度、身の回りのお世話、植木の水やり、剪定、除草、蜂の巣駆除などの仕事を請け負います。(吉和地域の仕事の一部を除く。)また、当法人ではおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある会員を募集しています。



〈介護者を支援します〉



家族介護用品の支給

- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

要介護認定4・5の人と同居し、在宅で介護している家族に対し、紙オムツ等を支給します。(ただし、要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯に限ります。)

・毎月 6,250円を上限に支給

見守り安心ネットワーク事業

- ◆ 廿日市市社会福祉協議会 ☎20-0294
- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

認知症などで外出したまま行方不明になる恐れのある高齢者を介護している家族に、早期発見の仕組みを活用するシステムを紹介します。事前登録はこちらの2次元コードからできます。→



〈何か困ったことがあったときは〉

民生委員

- ◆ 健康福祉総務課 地域福祉係 ☎30-9151

民生委員は援助を必要とする高齢者や家族の人の相談に応じ、必要に応じて行政や福祉団体と連絡調整などを行っています。身の回りのことや福祉制度の利用について、担当地域の民生委員にお気軽にご相談ください。



廿日市休日夜間急患センター

- ◆ JA広島総合病院内 ☎36-3199

一般の医療機関が診療時間外となる休日や夜間に初期治療を行う診療所です。



診療科目	診療日	診療時間
内科 (15歳以上の人のみ)	月曜日～金曜日	19時～22時
	土曜日	18時～21時
	日曜日、祝・休日 年末年始	9時～21時 (12時30分～13時30分休診)
外科	月曜日～金曜日 (ただし、祝・休日、 年末年始を除く)	19時30分～22時

※事前に症状を電話で連絡してください。

救急相談センター広島広域都市圏

- ◆ 救急相談センター ☎#7119 または ☎082-246-2000
- 広島広域都市圏

急な病気やけがで救急車を呼ぶか、病院に行くか、判断に迷った場合にお電話してください。看護師等が、病気やけがの症状を把握し、緊急性や応急手当の方法、適切な医療機関などについて電話でアドバイスします。24時間365日対応し、相談料は無料です。※通話料は相談をした方の負担となります。ただし、健康相談や医薬品情報に関すること、セカンドオピニオンに関することなどの相談には対応していません。

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

- ◆ 高齢介護課 高齢者支援係 ☎30-9167

- ◆ 廿日市・大野・宮島地域 認知症になっても安らぎのある廿日市市をつくる市民の会 廿日市高齢者ケアセンター内 ☎36-2552

- ◆ 佐伯・吉和地域 廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所 ☎72-0868

研修を受けた支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、家族に代わって見守りや話し相手を行います。

見守りシール交付事業

- ◆ 廿日市市社会福祉協議会 ☎20-0294

認知症などにより外出したまま行方不明になった高齢者の早期発見のため、見守りシールを交付します。

相談まるごとサポートデスク

- ◆ 山崎本社みんなのあいプラザ 3F ☎20-5175

どこに相談したらいいかわからない、だれにも相談できずに悩んでいる、などの相談内容を聞き、必要な相談機関や関係部署と一緒に解決に向けた支援を行います。



廿日市市社会福祉協議会

- ◆ 廿日市市社会福祉協議会 ☎20-0294
- 新宮一丁目13-1
- ◆ 佐伯事務所 津田4109 ☎72-0868
- ◆ 吉和事務所 吉和1771-1 ☎77-2883
- ◆ 大野事務所 大野一丁目1-1 ☎55-3294
- ◆ 宮島事務所 宮島町960-2 ☎44-2785

廿日市市社会福祉協議会は住民やボランティア、市民団体の皆さん、さまざまな福祉関係者とともに「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」を実現するために協議し、仕組みづくりやさまざまな福祉事業に取り組む民間団体です。社会福祉協議会では、次のようなサービスが行なわれています。お気軽にご相談ください。



- ・各種福祉相談
- ・福祉サービス利用援助事業「かけはし」
- ・廿日市市ファミリー・サポート・センター
- ・福祉車両、車いす貸し出し
- ・高齢者のつどい、サロン支援
- ・「認知症の人と家族の会」支援
- ・あんしんほっとコール(宮島地域限定)



◆ …… 問い合わせ先

介護保険制度



介護が必要になったときでも安心して暮らせるように、みんなでお金(保険料)を出し合い、介護を必要とする人やその家族の負担を社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

●加入する人・保険料の決まり方 ◆高齢介護課 介護保険係 ☎30-9155

▼40歳以上の人全員が加入

	保険料	介護サービスを利用できる人
65歳以上 (第1号被保険者)	本人および同一世帯の人の所得・課税状況に応じた所得段階区分の保険料を納めます。	介護が必要であると認定を受けた人(要介護認定)
40歳から64歳 (第2号被保険者)	加入している医療保険の算定方法で決まります。	老化に伴う病気が原因で介護が必要になった人(特定疾病)

介護保険のサービスにかかる費用は、1割～3割を利用者が自己負担します。残りの9割～7割は、国・県・市町の公費と皆さんに納めていただく保険料によってまかなわれています。

保険料の納付にご協力ください。

▼介護給付費の負担割合

※()は施設サービス費に係るもの

65歳以上の人の保険料	40～64歳の人の保険料	国	県	市
23%	27%	25%(20%)	12.5%(17.5%)	12.5%

●保険料の納め方

◆課税課 保険税係 ☎30-9114 ◆税制収納課 税制管理係 ☎30-9110

65歳以上の人(第1号被保険者) 65歳になった月(誕生日の前日が属する月)から直接廿日市市へ納めます。

特別徴収	普通徴収	※次の場合は、特別徴収の対象でも、納付書での納付(普通徴収)となります。
老齢・退職(基礎)・遺族・障害年金等の年6回の年金支給の際にその受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。	老齢・退職(基礎)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人や、天引きできない年金(老齢福祉年金など)を受給している人は、口座振替が金融機関の窓口、コンビニエンスストア等での納付となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の途中で65歳になった人 ・年度の途中で転入してきた人 ・年度の途中で保険料額が変更になった人 ・現況届の未提出などで年金の支給が停止した人、年金を担保にした人 納付方法が変更となるときは、その都度通知がありますので確認してください。

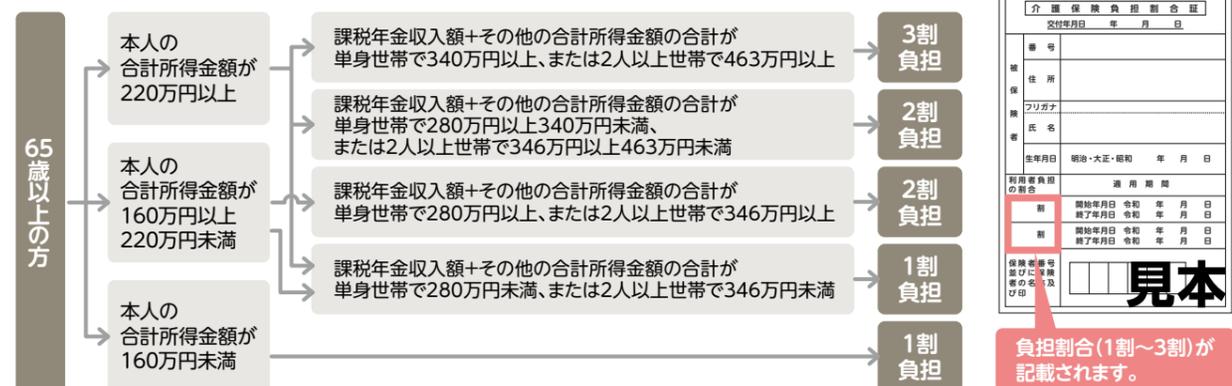
介護サービスの自己負担

◆高齢介護課 ☎30-9157

介護保険サービスを利用する際には所得に応じ、1割～3割の自己負担が発生します。

負担割合証 要介護認定を受けた人に、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。介護保険証とともに、介護保険のサービスを利用するときに必要となります。有効期間：1年間(8月1日～翌年7月31日)

▼利用者負担の判定の流れ

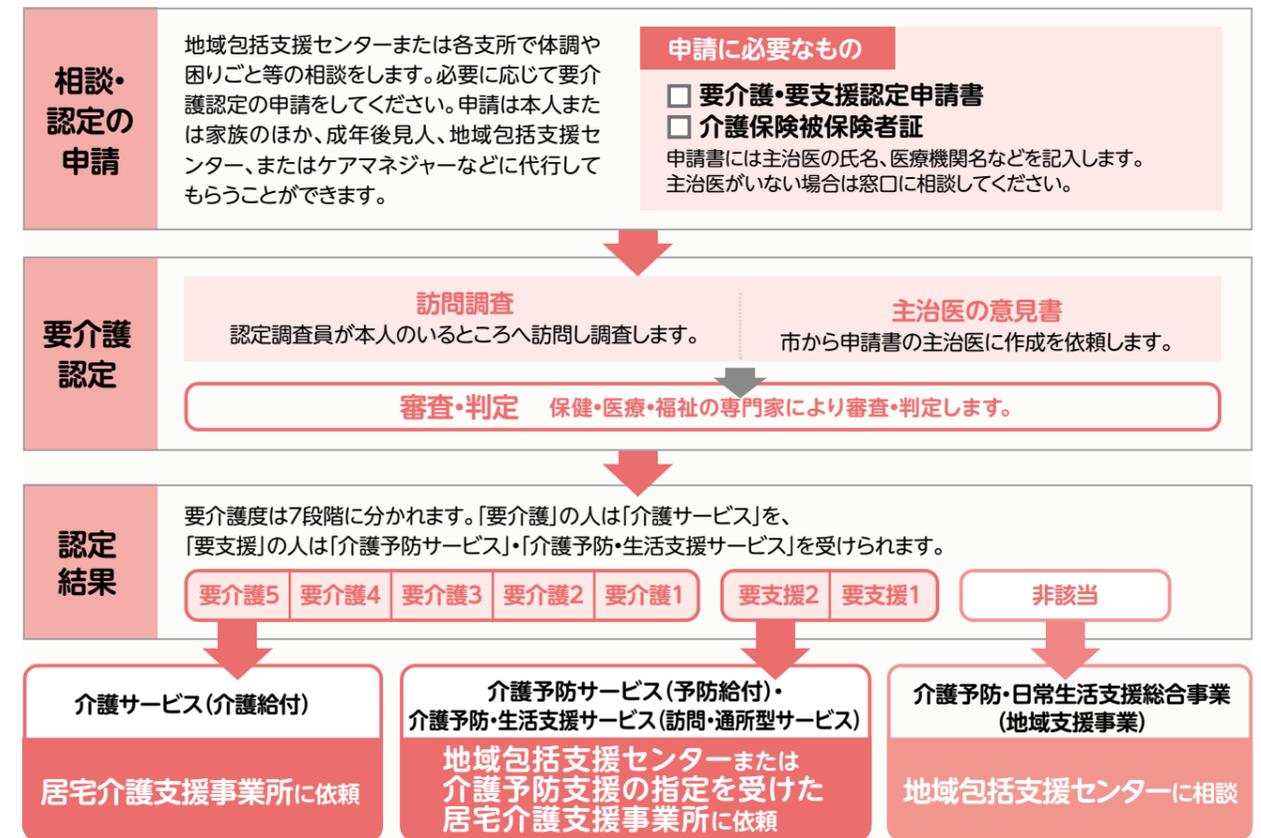


※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

サービス利用までの流れ

◆高齢介護課 ☎30-9157

介護サービスを利用するときは「どのくらいの介護が必要か」の認定を受けることが必要です。これを「要介護認定」といいます。サービス利用までの流れは次のようになっています。



※訪問型サービス(ホームヘルパー)と通所型サービス(デイサービス)のみを利用する場合は、「基本チェックリスト」による判定を受けることにより、サービスを受けることができます。(基本チェックリストは、25の質問項目で生活機能をチェックするものです。)
※有効期間終了後も引き続きサービスを利用するには、認定有効期間内に更新の手続きをすることが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前からできます。

転入のとき

廿日市市へ転入する前の市町村で認定を受けていた場合、廿日市市で介護度を引き継ぐことができます。(原則6カ月)
要介護度の引継ぎを希望する場合は、高齢介護課で、廿日市市に住み始めた日から14日以内に認定結果の引継ぎ手続きをしてください。

転出のとき

廿日市市で認定を受けた要介護度を転出先の自治体に引き継ぐことができます。(原則6カ月)
転出先の介護保険担当課で、その市町村に住み始めた日から14日以内に認定結果の引継ぎ手続きをしてください。

要介護認定に疑問があるとき

高齢介護課に相談してください。その上で不服があるときは、広島県の介護保険審査会に審査請求ができます。

介護保険で利用できるサービス

◆高齢介護課 介護保険係 ☎30-9155

●施設サービス 施設に入所して利用するサービスです。

■特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

常時介護を要する人が入所する施設です。介護や日常生活上の世話を受けます。(原則、要介護3以上の人が対象)

■介護老人保健施設

要介護者にリハビリテーションを提供し、在宅復帰を目指す施設です。看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。

■介護医療院

主に医療が必要な要介護高齢者の、長期療養・生活施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。

※介護保険施設以外に、ケアハウス、介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの施設があります。

※また、生活環境や経済的理由により、自宅で生活することが難しい高齢者を入所措置する施設(養護老人ホーム)があります。

●在宅サービス 自宅で利用、または自宅から施設へ通所して利用できるサービスです。

■ホームヘルプサービス(訪問介護)

訪問したヘルパーによる身体介助、家事援助などを受けます。

■訪問入浴介護

入浴車等により、入浴のサービスを受けます。

■訪問看護

訪問した看護師による療養上の世話、診療の補助を受けます。

■訪問リハビリテーション

訪問した理学療法士などによる、リハビリテーションを受けます。

■居宅療養管理指導

訪問した医師などによる療養上の管理や指導を受けます。

■デイサービス(通所介護)

日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴・食事の世話などを受けます。

■デイケア(通所リハビリテーション)

日帰りで病院や介護老人保健施設等に通い、リハビリテーションを受けます。

■ショートステイ(短期入所生活(療養)介護)

■特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が食事や入浴などの介護や療養上の世話を受けます。

■福祉用具のレンタル

車いすやベッドなどの福祉用具を借りられます。
※介護度により一部制限があります。

■福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレや入浴補助用具を指定販売店で購入した場合に、購入費用の90%を支給(限度額9万円)します。
※負担割合が2割の人は80%、3割の人は70%を支給します。

■住宅改修費の支給

家に手すりをつけたり、段差を解消する工事を行ったりする場合に、工事費の90%を支給(限度額18万円)します。
※工事を始める前に必ず事前審査を受けてください。
※負担割合が2割の人は80%、3割の人は70%を支給します。

■居宅介護支援

介護サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画の作成やサービス事業者との利用調整を受けます。

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の世話などを受けます。

●地域密着型サービス 市民が住み慣れた地域で生活続けることができるようにするためのサービスです。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時訪問により介護・看護を受けます。

■夜間対応型訪問介護

夜間において、定期巡回・随時訪問により介護を受けます。

■地域密着型デイサービス(通所介護)

小規模(定員18人以下)のデイサービスです。

■認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症のある人が自宅から認知症専用デイサービスセンターに日帰りで通い、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを受けます。

■小規模多機能型居宅介護

自宅からの通所を基本として、必要に応じて訪問・宿泊も利用でき、どれを利用しても顔なじみの職員による介護を受けることができるサービスです。

■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能と訪問看護が組み合わさったサービスです。

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症のある人が、共同生活住宅で集団生活を行い、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けます。

■地域密着型介護老人福祉施設

小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホームです。

●高額医療合算介護サービス費



介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯で、1年間(毎年8月～翌年7月末)の自己負担額の合計額が自己負担限度額(下表)を超えた場合、申請することでその超えた額が支給されます。ただし、その金額が500円以下の場合には支給されません。

また、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月21,000円以上(医療機関ごと、入院・外来別)のみを合算の対象とします。合算できる自己負担の範囲は、高額療養費や高額介護サービス費と同様(食費・居住費、介護保険の住宅改修費などは対象外)で、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

▼後期高齢者医療の被保険者がいる世帯又は被用者保険・国民健康保険の70～74歳の被保険者がいる世帯の場合

所得区分	制度	
	75歳以上 後期高齢者医療 +介護保険	75歳未満 高齢受給者がいる 世帯※1+介護保険
標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	
標準報酬月額53～79万円以上 課税所得380万円以上	141万円	
標準報酬月額28～50万円以上 課税所得145万円以上	67万円	
一般	56万円	
低所得者	II	31万円
	I	19万円(31万円※3)

▼被用者保険・国民健康保険の70歳未満の被保険者がいる場合

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満がいる 世帯※2+介護保険
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市町村民税 非課税世帯	34万円

・毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。・支給対象となる人は医療保険または介護保険の窓口へ申請が必要です。
※1・2 対象となる世帯に高齢受給者(70歳以上75歳未満)と70歳未満が混在する場合は、①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に(※1)区分の限度額が適用された後、②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した後に(※2)区分の限度額が適用されます。
※3 低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●特定入所者介護サービス費



介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費、居住費(滞在費)については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の人に関しては、食費、居住費(滞在費)の負担軽減を行っています。審査には、本人・配偶者および本人と同一世帯全員の前年の所得や、預貯金などの資産を勘案します。申請にあたっては、申請書および同意書、資産を確認するための通帳などの写し等が必要です。有効期間:1年間(8月1日～翌年7月31日)※更新の手続きが必要です。

▼食費・居住費(滞在費)

利用者 負担段階	内容		居住費(滞在費)【日額】				
	施設	ショート ステイ	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室
					特養等 ※1	老健等 ※2	
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円

※1 特養等=特別養護老人ホーム/地域密着型特別養護老人ホーム/(介護予防)短期入所生活介護

※2 老健等=介護老人保健施設/介護医療院/(介護予防)短期入所療養介護

▼年金収入等及び預貯金等資産要件

対象者	預貯金等資産の状況
第1段階 ・生活保護受給者 ・市民税が非課税の世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階 市民税が非課税の世帯で、前年の年金収入額(課税年金+非課税年金)とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階① 市民税が非課税の世帯で、前年の年金収入額(課税年金+非課税年金)とその他の合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階② 市民税が非課税の世帯で、前年の年金収入額(課税年金+非課税年金)とその他の合計所得金額の合計が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※1 「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の方を含みます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などは含みません。

※2 非課税年金とは、遺族年金と障害年金が該当します。「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も判定の対象となります。(甲慰金、給付金は判定の対象となりません。)

※3 第2号被保険者(40歳～64歳)は、収入等に関係なく単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下

利用者負担の軽減制度

◆高齢介護課 ☎30-9157

一定の限度額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費」制度があります。また、介護保険施設などの食費・居住費を負担軽減する「特定入所者介護サービス費」制度があります。

●高額介護サービス費



1カ月に払った1割～3割の介護サービス利用者負担が、ある一定額(右表参照)を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。該当の人には申請の案内を送りますので、高齢介護課または支所の介護保険窓口で申請してください。

※在宅サービス、施設サービスともに対象になりますが、居住費、食費、日常生活費、特定福祉用具購入費、住宅改修費などは対象になりません。

利用者負担段階区分	利用者 負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上 ※	世帯:140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満 ※	世帯:93,000円
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満 ※	世帯:44,400円
市町村民税世帯非課税	世帯:24,600円
世帯の全員が市町村民税を課税されておらず、かつ、前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80.9万円以下の方等	世帯:24,600円 個人:15,000円
生活保護の受給者	世帯:15,000円

※世帯に属する全ての65歳以上の方のうち、一番高い課税所得額に応じて判定します。

市内の介護保険施設・ その他高齢者向け施設

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム 清鈴園	☎38-0011	原10362-2
	特別養護老人ホーム 原	☎38-3333	原926-1
	特別養護老人ホーム 阿品清鈴	☎36-2552	阿品四丁目51-32
	特別養護老人ホーム さいきせせらぎ園	☎72-2700	津田854
	特別養護老人ホーム 洗心園	☎55-0112	丸石二丁目7-47
介護老人保健施設	特別養護老人ホーム 四季が丘せせらぎ園	☎39-9380	四季が丘八丁目1-3
	介護老人保健施設 シェスタ	☎36-2080	阿品四丁目51-1
	介護老人保健施設 ひまわり	☎38-3111	宮内4211-4
	介護老人保健施設 べにまんさくの里	☎50-0031	大野1320
介護医療院	介護老人保健施設 原	☎38-3333	原926-1
	佐伯中央介護医療院	☎72-1100	津田4180
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	ほのぼの苑廿日市東	☎34-3800	桜尾本町3-21
	グループホーム ひまわり	☎38-0793	宮内4207-4
	グループホーム 宮内温泉ひまわり	☎30-6071	宮内4215-1
	グループホーム 大野・みどりの家	☎30-6489	下の浜5-5
	グループホーム あおば	☎56-5775	福面二丁目8-6
	ラ・メール大野	☎50-4315	丸石二丁目3-35
	グループホーム ゆうわせせらぎ園	☎74-4700	友田280
	愛の家グループホーム廿日市地御前	☎36-4013	地御前四丁目20-30
	認知症対応型共同生活介護事業所 佐方	☎30-9077	佐方四丁目9-13
小規模 多機能型住宅介護 看護小規模 多機能型住宅介護	グループホーム 廿日市・令和の杜	☎36-3336	阿品一丁目9-10
	小規模多機能ホーム宮内温泉湯治の館 ひまわり	☎30-6072	宮内4215-1
	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター廿日市	☎30-6402	下平良一丁目6-17
地域密着型 介護老人福祉施設	小規模多機能型住宅介護事業所 佐方	☎30-7227	佐方四丁目9-15
	看護小規模多機能 らいとす廿日市	☎39-8155	宮内四丁目10-5
市内の高齢者向け 施設など	地域密着型介護老人福祉施設 みやしろ	☎44-1165	宮島町960-2
	特別養護老人ホーム まごころ半明原	☎37-0001	原481-1
	養護老人ホーム さいきせせらぎ園	☎72-2700	津田854
	ケアハウス ささえ	☎36-2225	阿品四丁目51-32
	ケアハウス インマヌエルホーム	☎39-1141	地御前299-3
	ケアハウス さいきせせらぎ園	☎72-2700	津田854
	ケアハウス まごころ半明原	☎39-1113	原481-1
	介護付有料老人ホーム グッドタイムホーム・宮島	☎36-1660	阿品四丁目51-26
	介護付有料老人ホーム 望海の里	☎56-4580	宮島口東二丁目13-15
	介護付有料老人ホーム カーサミア	☎37-1133	陽光台三丁目1-3
	介護付有料老人ホーム スープ宮島	☎30-8115	宮島口東一丁目3-12
	サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラひまわり	☎30-6073	宮内4211-1
	サービス付き高齢者向け住宅 双樹の里きらり	☎31-0123	新宮二丁目1-15
	サービス付き高齢者向け住宅 いつくしま	☎50-2250	大野299-1
	サービス付き高齢者向け住宅 光風舎	☎30-6006	串戸四丁目2-16
	サービス付き高齢者向け住宅 光風舎新館	☎32-0266	串戸五丁目11-14
	サービス付き高齢者向け住宅 メゾン・ド・エンタ廿日市	☎34-1250	城内二丁目7-2
	サービス付き高齢者向け住宅 ヴェリタス宮島口	☎50-2015	大野3406-17
	サービス付き高齢者向け住宅 さくらす大野	☎55-3811	丸石二丁目4-30
	サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラひまわり廿日市駅前	☎20-5108	平良山手11-47
	サービス付き高齢者向け住宅 やすらぎの刻大野館	☎55-1550	大野958-1
	サービス付き高齢者向け住宅 ココファン廿日市	☎36-0500	地御前一丁目3-28
	サービス付き高齢者向け住宅 クラシオン宮島	☎56-1510	深江二丁目12-31

あなたの地域で充実したシニアライフを

老人クラブ会員募集中

どんな活動をしているの？

★ おおむね60歳以上の方ならどなたでも
加入できます

★ グランドゴルフやカローリングなどの
スポーツ活動

★ 健康体操や脳トシでいきいき健康づくり

★ 一人暮らしの高齢者を訪問する活動や
児童の登下校を見守ります

★ 作品展や芸能発表会などの文化活動

★ 趣味活動やレクリエーションで交流を
深め、研修旅行へも出かけます

ご加入は簡単！

こちらまでお問合せください

廿日市市老人クラブ連合会

廿日市市住吉二丁目2-16

市民活動センター内

☎0829-31-5777

火・木曜日

10:00~16:00

ホームページはこの二次元コード
を読み取ってください





安芸の宮島と
瀬戸内海を見わたす
介護付有料老人ホームで
安心快適生活を

グッドタイムホーム・宮島

☎ 0829-36-1660

受付 9:00~18:00

社会福祉法人創生会
〒738-0054 廿日市市阿品 4-51-26
JR 阿品駅から徒歩10分
認可番号 3472701915
<http://sousei-hiroshima.com/>



《併設事業所》

- グッドタイムケアプランセンター・宮島（居宅）
- グッドタイムサポート・宮島（訪問介護）
- グッドタイムクラブ・宮島（通所介護）



広島市佐伯区 **認知症治療を専門**とした
高齢者への慢性期医療・介護を提供するグループです

医療法人ピーアイイー ナカムラ病院

認知症治療病棟 210床 病棟病棟 50床 重度認知症患者デイ・ケア

患者様・ご家族はもちろん地域の全ての皆さまが安心して幸せに齢を重ねていける **幸齢社会** を創ります



理事長 中村 友美



院長 塚野 健

昭和53年に12月6日、来るべき高齢化社会を見据え、医療法人ピーアイイーの原点となる中村病院が開院いたしました。それから46年、創設者である中村英雄の提唱した「幸齢社会」への実現へ向け、我々は地域に根付いた高齢者医療・介護福祉に真摯に向き合ってきました。外来診療では認知症の診断を行い、ご家族の心理的フォローなど、多職種で密に関わらせていただきます。当法人施設でのサポートが必要と判断された方には、認知症治療病棟を中心に「介護医療院ひいろ」・「介護老人保健施設まいえ」など、施設間で密に連携を行い、在宅復帰から終末期ケアまで、高齢者の方の全てのステージに対応した専門的なケアを提供いたします。

行政からの委託を受けた認知症初期集中支援チームの運営や認知症カフェの開催、体操教室への講師派遣など積極的に外へ出ていく活動をするほか、アルツハイマー病の治療薬レカネマブのフォローアップ施設としても様々な相談を受け付け、VRを使用した認知機能セルフチェッカーで気軽に認知機能を検査する事も可能です。地域に根差した、超高齢化社会におけるセーフティネットとして、皆さまのお役に立ちたいと思っております。



相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の人数はわかりますか？
 - ☑ 該当する相続財産をお選びください
 - ☑ 相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き
無料1分診断は
こちらから！



いい相続 1分診断

▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 ☎ 0120-992-467 受付時間 平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

PIAグループ
併設施設
(同一敷地内)
医療法人ピーアイイーとして施設間で
協力・連携し、手厚いケアを行います
詳しくはホームページで！
ピーアイイーグループ

介護医療院ひいろ
介護と医療の手厚いケアを

介護老人保健施設 まいえ
リハビリによる機能向上・在宅復帰へ

グループホームひいろ
共同生活で家庭的な日常を

認知症・介護
ファイオ ソラ
でお困りの方へ
すべてのステージの方に対応したケアを行っております。
まずは、お気軽にお問い合わせください。



医療法人ピーアイイー
ご予約・お問い合わせ
ナカムラ病院 ☎ 082-923-8333 8:30~17:00
電話受付(月~日)
〒731-5142 広島県広島市佐伯区坪井 3-818-1 <https://www.pia-gr.or.jp>
JR・広電「五日市駅」からタクシーで13分 / 広電「楽々国駅」からタクシーで10分

